

山市一般会計補正予算（第一次）のうち、産業委員会の所管に属する事項については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

特に、各種の負担金補助及び交付金について、質疑がなされ、そ

今期定例会において、産業委員会に付託された議案六件について審査した。

議案第一号「平成二十二年度津

産業委員会

市の経済文化部、農林部及び農業委員会の所管に属する事項に対応する委員会です。

◎森岡和雄 ○北本周作
秋久憲司、木下健二、原 行則、久永良一
森西順次、米井知博

の事業内容と費用対効果などについて、当局に詳しく説明を求めた。また、一部委員から、本予算案のアルネ津山第三次再建計画に関する部分に対し、反対する意見が出された。

そのほか、審査の過程では、観光客数百万人を目指す観光施策の実現には、津山城跡の整備をはじめ、城東・城西地区の町並み保存整備など、観光資源を有効に活用するため、既存の枠にとらわれない、全局的な新たな体制が必要であるとの意見があつた。

また、地域材を使った住宅リフォームに対する補助事業は、新築住宅補助事業とあわせて、地域経済の活性化につながる事業として大いに期待できるものであり、継続的な取り組みをお願いしたいとの意見が出された。

次に、議案第九号「津山市企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」、議案第十号「農村地域工業等導入促進条例を廃止する条例」及び議案第十一号「津山市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例」については、

いずれも、企業立地を促進するための、固定資産税の課税免除制度の見直しに伴うものであり、これら三議案について、一括して審査を行つた。

その結果、特に質疑もなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、議案第十二号「津山市加茂町文化センター条例の一部を改正する条例」と議案第十三号「津山市勝北文化センター条例の一部を改正する条例」については、加茂町文化センター及び、勝北文化センターの指定管理者の契約期間満了による更新時に、使用料制を利用料金制に改めるための条例整備であり、これら二議案についても、



無電柱化された城東町並み保存地区

◎ 議員は選挙区内の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れは禁止されています。

一括して審査を行つた。

その結果、特に質疑もなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。